

平成30年度名古屋市教育委員会第33号議案

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 博物館（分館を除く。以下同じ。）の駐車場の使用料は、駐車場を使用しようとする者がその入口においてあらかじめ納付することが原則となっています。例外的な取扱いについては、回数券による場合に、その交付を受ける際に納付することとしています。これに加えて、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、駐車場を使用する者に代わって、当該者以外の者に使用料を後納させることができるようにするものです。
- (2) ギャラリーの使用の許可を受けた者が展示物を搬入、搬出等するため、教育委員会の許可を受けて博物館の駐車場を使用するときに使用料を減免することについて、規定を整備するものです。
- (3) (1)及び(2)の改正に伴い、その他規定の整理を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、「第31条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第30条の2中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、委員会が特別の事由があると認めるときは、駐車場を使用する者に代わって、当該者以外の者に使用料を後納させることができる。

第31条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 条例第8条第1項の規定によりギャラリーの使用の許可を受けた者が展示物を搬入、搬出等するため、委員会の許可を受けて博物館の駐車場を使用するとき。

第31条第2項第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第

2 号中「前項第 3 号」を「前項第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市博物館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(事業) 第3条 名古屋市博物館（以下「博物館」という。）（分館を除く。第4条第2項、第5条第2項、第15条第2項第1号、第30条の2（<u>第5項</u>を除く。）、第31条第1項第2号<u>及び第3号</u>、第34条、別表第1 <u>並びに</u>別表第2において同じ。）は、条例第2条各号に掲げる事業を行う。 2 (略) (駐車場の使用方法等) 第30条の2 1～3 (略) <u>4 前項の規定にかかわらず、委員会が特別の事由があると認めるときは、駐車場を使用する者に代わって、当該者以外の者に使用料を後納させることができる。</u> <u>5</u> (略) (使用料の減免) 第31条 条例第13条の2の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略)	(事業) 第3条 名古屋市博物館（以下「博物館」という。）（分館を除く。第4条第2項、第5条第2項、第15条第2項第1号、第30条の2（<u>第4項</u>を除く。）、第31条第1項第2号、第34条、別表第1 <u>及び</u>別表第2において同じ。）は、条例第2条各号に掲げる事業を行う。 2 (略) (駐車場の使用方法等) 第30条の2 1～3 (略) <u>4</u> (略) (使用料の減免) 第31条 条例第13条の2の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略)

(3) <u>条例第 8 条第 1 項の規定によりギャラリーの使用の許可を受けた者が展示物を搬入、搬出等するため、委員会の許可を受けて博物館の駐車場を使用するとき。</u> (4) (略) 2 使用料の減免の額は、次のとおりとする。 (1) 前項第 1 号<u>から第 3 号まで</u>の場合 使用料の全額 (2) 前項第 4 号の場合 使用料の 5 割 相当額の範囲内においてその都度委員会が定める額	(3) (略) 2 使用料の減免の額は、次のとおりとする。 (1) 前項第 1 号<u>及び第 2 号</u>の場合 使用料の全額 (2) 前項第 3 号の場合 使用料の 5 割 相当額の範囲内においてその都度委員会が定める額
---	---